

議案第17号

幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

幸手市水道事業給水条例(平成9年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第35条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第43条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第44条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

水道法の一部改正に伴い、引用字句の改正をしたいので、この案を提出するものである。

